

# 身延町地域おこし協力隊員募集要項

## 1 目的

東京の西隣にある山梨県の南部に位置する身延町は、人口約 9,300 人。町の中央を流れる日本三大急流のひとつ「富士川」と、その東西に連なる急峻な山岳地帯が、四季折々の風景を美しく描き出す自然豊かな町です。

南部に広がるのは、荘厳な雰囲気漂う聖地「日蓮宗総本山身延山久遠寺」。東部には、本州随一の透明度を誇るウォーターアクティビティのメッカであり、富士山の景勝地でもある「本栖湖」と、1300 年の歴史をつなぐ癒しの名湯「下部温泉」、そして北部には、450 年以上もの間連綿と漉き継がれてきた伝統工芸「西嶋和紙」。

西嶋和紙は、身延町を代表する伝統産業であり、地域の歴史・文化・生業を支えてきた重要な資源ですが、社会構造の変化や需要の多様化、担い手不足の進行により、産地としての持続性確保が大きな課題となっています。そこで、さまざまな地域課題に向き合い、和紙関連事業者や地域商工事業者と連携し、新たな視点で和紙の魅力を引き出し、持続可能な和紙産業を目指すことを目的に、「地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

## 2 募集人数

1 名

## 3 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- (1) 応募日において、三大都市圏又は政令指定都市に現に住所が有り、任用後、身延町内に住民票を異動し、生活拠点を移すことができる方（地域要件については総務省ホームページ参照）
- (2) 地域の特性や風習を尊重し、異なる価値観を持つ人たちとも円滑なコミュニケーションが図りながら積極的に企画・提案・実施ができ、求められた業務に対して誠実に取り組める方、活動に取り組むことができる方
- (3) 協力隊としての活動期間終了後も身延町に定住し、就業・起業しようとする意欲がある方
- (4) 伝統産業及び商工振興に深い熱意を有し、自ら情報を収集し、必要なサポートを求めながら業務を遂行できる方
- (5) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）が出来る方
- (6) インターネットの基本操作（SNS による情報発信等）が出来る方
- (7) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (8) 応募日において、年齢が 18 歳以上の方
- (9) 普通自動車免許が有り、実際に運転できる方
- (10) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

#### 4 活動内容

##### ①【西嶋和紙振興業務】 募集人数 1名

業務内容	<b>【業務内容】</b> (1)かみすきパーク及び西嶋和紙工業協同組合と連携した西嶋和紙に関する基礎技術の理解及び習得 (2)かみすきパークの運営参画を通じた商工振興・産地事業支援に関する業務 (3)西嶋和紙を活用した商品開発及び新たな需要創出に関する業務 (4)和紙原料・素材に関する研究的取組及び産業利用の検討 (5)西嶋和紙の広報・情報発信業務 (6)西嶋和紙に関する体験・イベント事業の企画及び運営に関する業務 (7)身延町商工振興施策と連携した西嶋和紙産業支援 (8)身延町観光課所管業務の補助 (9)活動終了後の起業・就業に向けた隊員の特性に合わせた自主活動 (10)その他、地域おこしに向けて町長が必要と認める活動 ※かみすきパーク：道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク
求める人物像	・西嶋和紙及び身延町の商工振興に興味、関心のある方 ・人とコミュニケーションをとることが好きで、自ら積極的に地域と関わる姿勢を持つ方 ・伝統産業に興味がある方 ・自らが中心となって、事業やプロジェクト等に取り組んだ経験のある方 ・SNS等情報発信ツール、ワード、エクセル、HP作成ツールを使いこなせる方

#### 5 雇用条件

※雇用条件は下記の2パターンを想定しています。応募者と協議の上決定します。

##### ◆雇用条件① 会計年度任用職員の場合

###### 1. 活動の拠点

道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク（身延町西嶋345）

###### 2. 雇用形態

町の会計年度任用職員として、任用の日から令和9年3月31日までの任用となります。ただし、勤務成績が良好な場合は、1年度単位で任用の更新を行い、最長で任用日から3年間勤務可能となる予定です。

###### 3. 勤務日数及び勤務時間

(1) 勤務日数 土日祝日を含む週5日

(2) 勤務時間 通常の勤務時間は、8時30分～17時00分までとし、1日につき7時間30分を超えない範囲において、1週間あたり37時間30分の中で、身延町及び道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者と協議して決定します。

(3) 報酬 時給 1,405円

※報酬から社会保険料等の本人負担分、税金等が控除されます。

※別途、期末勤勉手当（6月・12月）を支給します。

#### 4. 手当

- (1) 期末勤勉手当（6月・12月）
- (2) 通勤手当（支給対象となる場合のみ）
- (3) 時間外勤務手当

#### 5. 休暇等

- (1) 年次有給休暇  
年度ごとにおける休暇とし、10日（4月1日任用の場合）
- (2) 特別休暇あり（夏季休暇、忌引休暇 など）

#### 6. 社会保険等

- (1) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

#### 7. 活動に要する経費等

報酬とは別に下記の経費を支出します。

- (1) 住居の家賃（光熱水費は個人負担となります）
- (2) 車両の燃料費（活動使用分）
- (3) 研修費、出張等に係る旅費
- (4) 活動に要する消耗品
- (5) その他活動に要する経費

#### 8. 兼業等

あらかじめ町長の許可を得た上で行う地域おこし活動の延長、または、他の営利活動等は業務に支障のない範囲で可能とします。

#### 9. 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など）

### ◆雇用条件② 委託契約の場合

#### 1. 活動の拠点

道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク（身延町西嶋345）

#### 2. 雇用形態

個人事業主として、身延町と委託契約を締結して活動します。

#### 3. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数 土日祝日を含む週5日
- (2) 勤務時間 通常の勤務時間は、8時30分～17時00分までとし、1日につき7時間30分を超えない範囲において、1週間あたり37時間30分の中で、身延町及び道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの指定管理者と協議して決定します。

#### 4. 委託料の額

委託料は、年額3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。  
年間の委託料を12で除した金額を1月ごとに支払います。

#### 5. 保険等の加入

国民健康保険・国民年金等については、自身で加入する必要があります。

## 6. 活動に要する経費等

報酬とは別に下記の経費を支出します。

- (1) 住居の家賃（光熱水費は個人負担となります）
- (2) 車両の燃料費（活動使用分）
- (3) 研修費、出張等に係る旅費
- (4) 活動に要する消耗品
- (5) その他活動に要する経費

## 7. 兼業等

身延町との雇用契約はないため、委託業務以外に収入を得ることは妨げません。ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。

## 7 応募方法

### (1) 応募期間

令和8年4月20日(月)から令和8年6月30日(火)まで

### (2) 提出書類

下記の書類を郵送または持参にて提出ください。（郵送の場合、締切日の消印有効。）

応募用紙は身延町ホームページからダウンロードできます。インターネット環境が無い方は電話にてお問い合わせください。後日、応募用紙を郵送します。

身延町ホームページ <https://www.town.minobu.lg.jp/>

### 【提出書類】

- ① 応募用紙
- ② 履歴書（市販品をご購入ください。必ず写真を添付して提出してください。）
- ③ 住民票1通（提出日から3ヶ月以内に発行したもの）

### (3) 選考方法

#### ① 活動内容説明

活動内容や雇用形態、町の住環境等を理解していただくため、対面又はリモートで町から説明を行います。このとき、活動拠点となる事業者との顔合わせも行います。

#### ② 書類選考

提出書類により都度書類選考を行います。結果は応募した方全員に連絡します。

#### ③ 面接

書類選考の合格者に対し、都度面接による選考を実施します。面接の日時・場所については、文書により通知します。また、面接の結果（可否）についても文書により通知します。

#### ④ その他

採用者が決定した場合は、応募期間中においても募集を終了します。

**応募先・問い合わせ先**

〒409-2592

山梨県南巨摩郡身延町梅平 2483 番地 36

身延町役場観光課

電話 0556-62-1116 FAX0556-62-1118

E-mail [kankou@town.minobu.lg.jp](mailto:kankou@town.minobu.lg.jp)